

佐賀県中学校教育研究会社会科部会会則

第1条 本部会は佐賀県中学校教育研究会社会科部会という。

第2条 本部会の事務局を部会長指定の場所におき、各市郡に支部を設ける。

第3条 本部会は、佐賀県下中学校の教師および本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第4条 本部会は、佐賀県中学校の社会科教育の研究を促進し、県下社会科教育の発展向上に寄与し、会員相互の親睦を深め、あわせて、全国の社会科教育研究者及び教育者と密接な連絡を図ることを目的とする。

第5条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究会
2. 講習会
3. その他、本会の目的にかなう諸種の事業

第6条 この会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-------|--------|-----|
| 1. 部会長 | 1名 | 5. 幹事 | 若干名 |
| 2. 副部会長 | 1～2名 | 6. 研究部 | 8名 |
| 3. 支部長 | 各支部1名 | 7. 監査 | 2名 |
| 4. 理事 | 各支部1名 | 8. 顧問 | 若干名 |

第7条 1. 部会長・副部会長は支部長会において選出し、理事会にはかり、総会の承認を受ける。

2. 部会長は本部会を代表し、会務を総括する。

3. 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは代行する。

4. 支部長・理事は各支部で選出し、支部および本部会の活動を促進する。

5. 幹事は部会長の委嘱とし、本部会の事業・庶務および会計の事務にあたる。

6. 研究部は部会長の委嘱とし、社会科教育の研究活動促進にあたる。研究部は全体の部長・副部長及び地理・歴史・公民の各分野の部長・副部長から組織される。

7. 監査は理事会で推薦し、部会長が委嘱し、会計を監査する。

8. 顧問は理事会で推薦する。

9. 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本会は次の会議を行う。

1. 総会は毎年1回開き、①役員承認 ②会則の変更 ③その他重要な事項を決定する。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。

2. 支部長会は、部会長が必要に応じて召集し、会の運営の審議に当たる。

3. 理事会は総会に次ぐ決議機関で、部会長これを召集し、総会より委任された事項その他の運営に当たる。

第9条 本会の経費は、会費・補助金および寄附金およびその他の収入をもってあてる。

第10条 本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

附 則

1. 本部会の会則は本部会成立の日よりこれを実施する。[昭和40年4月1日設立]

2. 本部会会則施行上必要な細則は別に定める。